

# 南房総市(千葉県)

(2006年8月2日現在)

## 1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年3月20日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用： <input checked="" type="checkbox"/> 人口要件・市の全域を含む新設合併・無		
人口 <sup>(1)</sup> ：47,154人(高齢化率 <sup>(2)</sup> 31.6%)	面積 <sup>(3)</sup> ：230.22k㎡	
議員数 <sup>(4)</sup> ：25人(法定上限26人)	一般職員数 <sup>(5)</sup> ：664人	
財政力指数 <sup>(6)</sup> ：未算出	経常収支比率 <sup>(7)</sup> ：未算出	
2004年度歳入予算額 <sup>(8)</sup> ：21,373,697千円		
うち、地方税3,742,150千円、地方交付税7,333,233千円		
合併特例債発行予定額18,000百万円/同限度額25,560百万円		
産業構造 <sup>(9)</sup> ：第一次産業26.0%、第二次産業19.1%、第三次産業55.0%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併時の数。(5)：総務課。(8)：2004年度当初予算額。

## 2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 <sup>(1)</sup>	高齢化率 <sup>(2)</sup>	面積 <sup>(3)</sup>	議員数 <sup>(4)</sup>	一般職員数 <sup>(5)</sup>	財政力指数 <sup>(6)</sup>	経常収支比率 <sup>(7)</sup>
旧富浦町	5,689人	30.0%	25.69k㎡	14人	64人	0.29	85.7%
旧富山町	6,070人	30.9%	40.34k㎡	14人	65人	0.31	88.4%
旧三芳村	4,744人	27.0%	33.92k㎡	14人	55人	0.28	89.2%
旧白浜町	6,029人	34.5%	17.07k㎡	14人	73人	0.35	93.5%
旧千倉町	13,161人	31.8%	36.64k㎡	18人	145人	0.40	90.8%
旧丸山町	5,777人	31.6%	44.11k㎡	14人	76人	0.28	86.7%
旧和田町	5,684人	34.0%	32.45k㎡	14人	66人	0.29	84.2%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

## 3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的&lt;④少子高齢化、⑤財政状況、②地方分権推進&gt;</p> <p>行政を効率化させ、充実した組織体制で質の高いサービスを提供し、自治体の行政能力を向上させるため。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと&lt;①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑥新事務所の位置&gt;</p> <p>&lt;最も重視したことの具体的な内容&gt;</p> <p>一つ一つの問題に対し、首長・議会へ確認をとりながら、7町村の合意を基に合併協議を進めた。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等&lt;①首長、②議会・議員&gt;</p> <p>&lt;合併推進の具体的な活動&gt;</p> <p>2002年3月25日に、安房地域11市町村が合併重点支援地域の指定を知事から受けた後、安房地域11市町村の首長、議会議長及び議会代表1名を構成員とする安房地域市町村合併任意協議会を設置し、本格的な合併協議を行った。</p>

#### 4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
今回合併した7町村のみの協議はなし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
<p>2002年9月4日、安房郡市11市町村（館山市、鴨川市、富浦町、富山町、鋸南町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町及び天津小湊町）で「安房地域市町村合併任意協議会」が設置されたが、枠組みが広すぎる、各市町村の財政状況に格差があり過ぎることなどの理由により2003年1月23日に解散した。</p> <p>2003年4月1日、鴨川市と天津小湊町を除く9市町村で「館山・安房9市町村合併協議会」を設置したが、新市の名称や新市の事業の協議などにおいて館山市と町村の間で意見の対立が目立ち2004年4月30日に解散した。</p> <p>2004年4月9日、館山市を除く8町村で「安房8町村合併検討会」を設置することを合意し、2004年5月31日、和田町を除く7町村で任意の協議会を設置し、2004年7月19日に和田町が加入し、重要事項について協議を重ね各町村間で共通認識をもった上で正式に「安房8町村合併協議会」を2004年8月9日に設置したが、2004年11月21日に鋸南町において安房8町村での合併に反対を主張する候補者が当選したため、2004年12月15日、鋸南町を除く7町村が「安房7町村合併協議会」を設置し、合併に至った。なお、安房8町村合併協議会は、2005年2月28日に解散した。</p> <p>また、現在、新たな合併協議は行っていない。</p>	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2002年3月、安房郡11市町村を千葉県知事が合併重点支援地域に指定し、任意協議会が設置された。その後、構成町村を変え、2004年12月1日、7町村の首長・議長会議で7町村での法定協議会を新たに設置することを確認した。	
(5) 任意の合併協議会（設置していない）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：2004年12月15日～2006年3月19日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/>
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各2名、住民各2名、都道府県職員（総務部市町村課市町村合併担当課長・南房総県民センター安房事務所長）、漁業関係、教育関係、農業関係、青年を代表する者各1名） 計48名
運営上の工夫	法定協議会設置から知事への申請まで約2ヶ月しかなかったため、円滑な会議運営と迅速な意思決定が行えるよう努めた。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<p>&lt;協議を行ううえでの工夫&gt;</p> <p>安房8町村においては、正式な法定協議会設置前に首長及び議会議長を構成員とする合併検討会（任意）を設置し、重要事項（合併の方式、期日、名称、事務所の位置及び議会の委員の定数と任期等。但し、財産の取扱いは除く。）について町村間で共通認識を持った上で法定協議会を設置した。なお、安房7町村においては、安房8町村の協議結果を踏襲した。</p>	

<p>&lt;協議開始および決定の時期&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始:</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> </tr> <tr> <td>合 意:</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> </tr> </tbody> </table>						(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始:	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月	合 意:	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)																	
協議開始:	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月																	
合 意:	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月																	
<p>&lt;決定に至るまでに最も難航した項目と解決策&gt;</p> <p>合併時における暫定的な本庁舎の位置については、安房8町村の検討会（任意）と安房8町村合併協議会の小委員会において、住民の利便性（交通の利便性・他の官公署との位置関係等）及び各町村役場等の施設の状況（執務面積等）から検討し、決定した。なお、安房7町村においては、安房8町村の協議結果を踏襲した。</p>				<p>④位置</p>																		
<p>&lt;基本項目①「合併の方式」の決定理由&gt;</p> <p>1. これまでの合併協議会において各町村とも「新設合併」を主張しその旨決定していたこと。 2. 自治体の規模や地域の産業構造等似たような状況を有する町村が今後それぞれの特徴を活かしつつ、新しい自治体を協力して作り上げていくものであること。</p>				<p>新設・編入</p>																		
<p>&lt;基本項目②「合併の期日」の決定理由&gt;</p> <p>1. 電算統合作業終了予定日と電算システム安定稼働の観点から、2006年2月以降の月曜日が適当である。 2. 確定申告期間と土・日曜日に町村で行事が予定されている翌月曜日は除外すること。 3. 合併日に万一の作業不具合が生じた場合、閉庁日を利用して復旧作業を行うことができるということから、火曜日が閉庁日である3月20日（月）とした。</p>				<p>2006年3月20日合併</p>																		
<p>&lt;基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由&gt;</p> <p>決定手続：名称に係る住民投票、公募及び協議会委員の投票は行わず、協議会委員の協議により決定した。 選定理由：館山・安房9市町村合併協議会の時に行った公募結果のうち、新市の名称選定小委員会の一次選定に選ばれた名称の中から、町村と議会の意向を集約し決定した。</p>				<p>公募有・無</p>																		
<p>&lt;基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点&gt;</p> <p>1 合併に伴う住民の不安を解消するとともに、合併に伴う効果を最大限に引き出すことに留意し、決定した。 (1) 本地域は合併により広域になることから、原則として新市の機能を本庁舎に集約することとした。 (2) 住民サービスの低下を防ぐため、窓口・現場機能を有するとともに、住民の声を反映させ、地域の振興を推進していくことができる機能を併せ持つ支所を本庁以外の6町村に設置することとした。 (3) 本庁舎については、新市の内部管理機能及び企画立案機能を併せ持たせることとした。なお、合併時における財政負担を最小限にする観点から、事務効率を考慮した上で、機関の一部を分散させることとした。 (4) 新庁舎建設については、新市において検討することとした。 2 暫定的な本庁舎の位置については、住民の利便性（交通の利便性・他の官公署との位置関係等）及び各町村役場等の施設の状況（執務面積等）から検討し、決定した。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。</p>				<p>既存施設・新規建設</p>																		
<p>&lt;基本項目⑤「財産の取扱い」&gt;</p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともなし。</p>																						

(8) 新市建設計画

計画の期間：10ヶ年

理由 合併特例債の借入期間に合わせた。

<策定に当たっての工夫>

各町村の助役及び各産業等から選出された民間学識委員で構成される「まちづくり計画策定委員会」で計画策定を行ったため、スムーズに計画が策定された。

<関係市町村間での調整が難航した項目>

各町村において計画された事業については、一定の事業費枠のルールを基行ったので、特別に調整は必要なく難航しなかった。

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>

各町村が抱える課題はほぼ同様なため、新市としての事業立案については、各部会において課題解決となる事業立案が中心となり、厳しい予算の中精査された内容となった。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容>

7町村の総合計画をベースに各町村一定割合の事業費枠を決め、各町村の個別事業を盛り込んだ。新市として行う事業は、各部会において協議、決定された。

単位：百万円 ( )は%	合併前 (2003年度) <sup>(1)</sup>	財政計画		
		2006年度	2010年度	2015年度
歳入合計	22,202	24,110	20,113	20,541
地方税	3,977(17.9)	3,956(16.4)	3,906(19.4)	3,837(18.7)
地方交付税	8,351(37.6)	8,573(35.6)	8,444(42.0)	8,719(42.4)
歳出合計	21,173	24,110	20,113	20,541
人件費	5,282(24.9)	4,802(19.9)	4,389(21.8)	3,533(17.2)
(参考:一般職員数)	(544人)	(619人)	(565人)	(453人)
公債費	2,637(12.5)	2,615(10.8)	2,963(14.7)	3,392(16.5)
普通建設事業費	4,226(20.0)	3,348(13.9)	3,848(19.1)	4,848(23.6)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

新たな設定・変更等は行っていない。

(10) 住民への情報提供等

- ・広報誌等の配布（全10号。配布方法：区長・連絡員の配布又は新聞折込）
- ・HPの開設（2004年12月開設、月3～5回定期更新、アクセス数不明）

(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施

実施していない。

(12) 都道府県からの支援

財政支援：千葉県「ふさのくに合併支援交付金」 4億円（5年間で10億円）  
 千葉県「市町村合併支援補助金」 5百万円  
 人的支援：合併協議会に県職員1名の派遣。

(13) 外部コンサルタントへの委託：有・無

委託費 47,081千円

委託内容	建設計画作成業務委託、例規策定及び事務事業調査業務委託、電算・情報システム統合化に係る調査分析及び計画策定支援業務委託、電算・情報システム詳細調査委託、水道事業一元化調査委託、庁舎改修・移転コンサルティング業務委託、市章選考業務委託、広報紙・HP委託。
------	--

## 5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有(定数特例(定数 人)・在任特例(在任期間 年 ヶ月))・ <input type="checkbox"/> 無
その理由	国・地方を通じた深刻な財政状況の中、合併による経費削減効果を早急に出すことが必要であることから、適用しないことが適当であると考えた。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	有( 年 月 日まで特例措置を適用)・ <input type="checkbox"/> 無
その理由	国・地方を通じた深刻な財政状況の中、合併による経費削減効果を早急に出すことが必要であることから、適用しないことが適当であると考えた。
(3) 三役	
旧富浦町	町長は市長就任まで市長職務執行者、助役、収入役は退職。
旧富山町	町長は新市の収入役、助役、収入役は退職。
旧三芳村	村長、助役、収入役は退職。
旧白浜町	町長、助役、収入役は退職。
旧千倉町	町長、助役、収入役は退職。
旧丸山町	町長、助役、収入役は退職。
旧和田町	町長、助役、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
給与の調整	<給料表の統一> 現行の給料表を元に統一し、部長職の導入に伴い、9級制とする。 <給与の再調整・再計算> 合併後においても公平性の観点から必要な調整を行う。
役職の調整	合併協議会事務局内に合併準備室を設置し、助役会において人事管理及び職員の処置の適正化の観点から調整した。
(5) 組織・機構の整備方法	
合併と同時に、部・課とも完全に統合。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
全町村とも支所・出張所の設置なし。	
(7) 地域審議会等	
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
その理由	新市において特色ある地域の創造をめざし、住民自治のまちづくりを実現するため、住民と行政の協働により分権分散システムの実践と、当該地域の行政施策を包括的に協議するため。

(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法				
国際観光ホテル整備法	旧富浦町 なし 旧富山町 0.7% 旧三芳村 なし 旧白浜町 1.2%	旧千倉町 1.2% 旧丸山町 なし 旧和田町 なし		2006年3月20日から1.2%に統一。
(9) 上下水道使用料（調整方針：上水道は負担の低い方に合わせる）				
上水道料金	口径別の料金体系を採用していて、今後の高齢化による独居老人世帯など、使用水量の少ない加入者には不公平感がなく、水道加入者の9割を占める一般家庭の平均的使用水量において、他の事業体より安く設定されている事業体の料金体系を採用した。			
下水道料金	なし。			
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「受益者負担の原則」及び「負担公平の原則」を基本に、適正な料金の設定等について、合併前及び新市において調整する）				
例外措置	特になし。			
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：2006年から統一）				
賦課徴収方法	旧富浦町 保険料 旧富山町 保険料 旧三芳村 保険税 旧白浜町 保険料	旧千倉町 保険料 旧丸山町 保険税 旧和田町 保険税		2006年3月20日（合併時）から保険税に統一。
所得割	旧富浦町 4.8733% 旧富山町 5.4538% 旧三芳村 5.5600% 旧白浜町 6.1260%	旧千倉町 5.5877% 旧丸山町 3.4200% 旧和田町 4.7100%		2005年度は、旧町村の税率を適用し、2006年度以降は、新市の療養給付費を推計し必要額を算出し統一。
資産割	旧富浦町 26.2309% 旧富山町 24.8516% 旧三芳村 28.0100% 旧白浜町 41.2714%	旧千倉町 34.7214% 旧丸山町 17.4600% 旧和田町 31.1200%		
均等割	旧富浦町 26,023円 旧富山町 24,515円 旧三芳村 23,540円 旧白浜町 25,272円	旧千倉町 24,120円 旧丸山町 13,380円 旧和田町 25,000円		
平等割	旧富浦町 24,608円 旧富山町 22,136円 旧三芳村 20,760円 旧白浜町 25,830円	旧千倉町 20,225円 旧丸山町 11,870円 旧和田町 25,710円		
(12) 介護保険事業（調整方針：2006年から統一）				
第1号被保険者の月額基準保険料	旧富浦町 3,325円 旧富山町 3,400円 旧三芳村 3,260円 旧白浜町 3,240円	旧千倉町 3,400円 旧丸山町 2,465円 旧和田町 3,194円		2005年度は、旧町村の保険料を適用し、2006年度以降は統一。

(13) 電算システムの取扱い（新規システムを構築した）	
整備方法	住民サービスの提供に支障をきたさないよう、合併時にシステム（内部情報系、情報系）を統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、個別（単独）処理業務システムについては、統合の必要性を考慮し、合併前及び新市において調整する。
(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
変更した場合、その内容と理由	名称について、一部、観光面などにおいて地名が定着している旧町村名については、字名として残すこととした。なお、区域の変更はなし。

## 6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：17,754百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（具体的に：2007年度策定に向けて作業中）
総合計画	策定作業中（具体的に：2007年度策定に向けて作業中）
(3) 合併による効果	
<p>&lt;①住民の利便性の向上&gt;</p> <p>市民が行政サービスを利用できる区域が広がり、居住地以外の勤務地・通学地などでも同じ行政サービスを受けられるようになる。また、公共施設の利用においても選択の幅が広がり、住民の利便性が向上する。</p>	
<p>&lt;④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開&gt;</p> <p>行政区域の拡大にともない、より広域的な観点から、地域の状況を活かした計画的なまちづくりが可能となる。特に、環境対策、観光振興施策、道路ネットワークの整備などにおいては、効率的・効果的なまちづくりの推進が可能となる。</p>	
<p>&lt;⑤行財政の効率化&gt;</p> <p>人口規模が大きくなると、スケールメリットにより、行政サービスの水準を下げずに、人口当たりの歳出額や職員数の削減が可能となる。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p>&lt;③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる&gt;</p> <p>合併により議員数が削減されたことは、行財政の効率化というメリットがある一方で、地域住民の声が届きにくくなるという見方もある。</p> <p>その解決策として、地域審議会を立ち上げ、地域住民の声が市政に反映できるようにする。</p>	
<p>&lt;①役場が遠くなり不便になる&gt;</p> <p>旧町村庁舎を支所として残し、窓口機能、現場機能を持たせることで利便性を維持する。</p>	
(5) 残された課題	
<p>市全体で過疎地域の指定を受けるなど人口減少率が県内で最も高い地域であるため、若年層の流出に歯止めをかけ、定住を促進し、地域活力を維持・向上させることが課題である。また、合併による行政コストの軽減に加え、さらなる行財政改革を実施していく必要がある。</p>	